

NO&T Compliance Legal Update

企業不祥事・コンプライアンス ニュースレター



2020 年 2 月 No.38

新型コロナウイルスへの危機対応

弁護士 塩崎 彰久

弁護士 丸田 颯人

1. はじめに

本年 2 月 2 日、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「感染症法」）における指定感染症として指定されました。以降、国内においても感染が拡大する中、多くの企業において、自社の従業員やその家族に感染者・濃厚接触者（「感染者等」）が発生した場合の対象者の取扱いや事業継続の判断、社内告知・公表の要否など、危機対応に苦慮しています。具体的な危機対応のあり方は、感染者等の症状や人数のみならず、各企業の事業内容や規模、他社の取組状況、その時々の方針など多岐にわたる要素を考慮して判断する必要があるところ、今回のニュースレターでは、これらの対応を検討する上での出発点となる基本的な法的枠組について概説します。なお、現時点では新型コロナウイルスを巡る国内の状況は日々変わっていますので、各企業においても一度作成した方針やマニュアルに過度にとらわれることなく、日々の社会状況に応じて、柔軟にこれを見直していく必要があることに留意ください。

2. 感染症対応の基本的な選択肢

一般に企業は「従業員の生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるように必要な配慮をする」旨の安全配慮義務（労働契約法 5 条）を負っていることから、他の従業員への感染予防の観点から必要な措置をとることが求められます。また、労働安全衛生法 68 条は「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」と定めています。感染症法は基本的に指定感染症が発生した場合の国及び地方自治体や医師等の対応について定めたものですが、同法に定められた行政が感染者に対してとりうる措置の選択肢や考え方は、私企業の感染症対応のあり方を検討する上でも参考となります。同法では主に、①公表（第 16 条）、②健康診断（第 17 条）、③就業制限（第 18 条）、④消毒（第 27 条）、⑤建物に係る措置（封鎖等）（第 32 条）、⑥調査（第 35 条）という措置が掲げられております。

これらの法的枠組を念頭に対応を検討した場合、実際に感染者等が確認された場合の基本的な対応手順としては、感染経路や濃厚接触者の範囲について速やかに確認（⑥）を行った上で、感染者等を自宅待機（③）にし、当該感染者等が通常使用するであろう場所（デスクやトイレ）を中心に速やかに消毒（④）を実施することが考えられます。また、同じ職場環境にいる他の従業員に対して、手洗いの徹底などに加え定期的な検温実施など一層の健康管理（②）を呼びかけることも大事です。上記の対応については、実際には基本的に最寄りの保健所と相談しながら進めていくことが推奨されます（参考：厚生労働省・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）¹）。

このとき、新型コロナウイルスの感染者等が発生した事実を社内にとどの程度・どの範囲で告知するかという点は実務上悩ましい論点となります。この点、安全配慮義務の観点からは、具体的な職場環境の下で、従業員の安全性に具体的な疑念を抱かせる程度の危惧があれば安全配慮措置をとるべきとされていますので（大阪高判平成 26 年

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

9月26日等)、最新の新型コロナウイルスに関する科学的医学的知見、及び、感染者等が発生した場所や感染者等の立場の性質などを総合的に考慮して、具体的な感染リスクがあると判断される場合には社内告知することを前提にその範囲や内容を個別に検討していくこととなります。なおその場合でも、感染症法4条は「国民は・・・感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。」と定めていることから、感染者等のプライバシーに可能な限り配慮することが望まれます。

3. 施設閉鎖及び公表の要否について

感染者等が確認された職場の事業をそのまま継続してよいか、事業所やビルの閉鎖などのより抜本的な措置(⑤)をとるべきかは、経営に直結する難しい判断となります。この点、感染症法において建物封鎖措置(第32条)がなされるのは、エボラ出血熱などの危険性が極めて高い一類感染症が発生した場合に限られていますので、指定感染症である新型コロナウイルスの感染者が発生したからといって直ちに事業所や建物全体を閉鎖する法的要請があるとまでは言えません。他方、早期発見・隔離ができず、企業・組織内で感染が広がってしまったような場合には、上記安全配慮義務の観点からも一定の物理的範囲における出勤停止などのより踏み込んだ措置をとる必要がでてくる可能性は否定できません。

従業員に感染者等がでた場合の対外公表・開示の要否はケースバイケースの難しい判断が求められるポイントであり、感染者等の人数、感染経路、対応措置の程度、企業の社会的イメージ・認知度、外部認知の蓋然性、事業収益への影響などを考慮して、公表の必要性や内容を個別に検討することになります。但し、一般顧客や消費者との接点が多い事業の場合は、公表しない場合の社会的非難の程度が通常よりも高まる可能性がある点に留意ください。

4. おわりに

新型コロナウイルスの国内の感染の広がりを見通しについては、現在も多くの不確実性があります。その中で対応を迫られる企業においては、事前に各種危機シナリオを想定した上で、法的要請、事業継続、広義の説明責任等の複眼的視点で総合的な危機対応プランを準備しておくことが望まれます。

[執筆者]



塩崎 彰久 (弁護士・パートナー)

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円 LIBOR 金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2017年に、The Asia Lawyer など四誌がアジア全域を対象として選出する Asia Legal Awards にて Compliance / Investigations Lawyer of the Year を受賞。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

丸田 颯人 (弁護士)

hayato_maruta@noandt.com

2019年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

社内調査ワークショップのご案内

当事務所の危機管理・不祥事対応チームでは、法務・総務担当者の皆様を対象に効果的に社内調査を実施するための基本的なノウハウをお伝えするための、参加型の出張ワークショップを行っています。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者または本メールへのご返信にてお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

塩崎 彰久 パートナー
akihisa_shiozaki@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

企業不祥事・コンプライアンスニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。